

岡山県公報 発行 岡山県 		目次	○ 高病原性鳥インフルエンザの発生の予防のための消毒の実施 【告示】
			目次
			担当課（室）

令和2年11月10日 岡山県公報 号外

◎岡山県告示第五百七十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第九条の規定により、家きんの所有者に対して次のとおり消毒を命ずる。

令和二年十一月十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 実施の目的

岡山県における緊急的な高病原性鳥インフルエンザの発生の予防

二 実施する区域

岡山県全域で家畜防疫員が必要と認める家きん飼養農場

三 実施の期日

令和二年十一月十三日から同年十二月九日まで

四 消毒の実施方法

農場内で鶏舎等の周囲から農場外縁部までのうち家畜防疫員が必要と認める場所に
おける消石灰の散布